

幼児教育・保育無償化に伴う子育てのための 施設等利用給付認定（第2号・第3号認定）のご案内

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、練馬区へ「保育の必要性」の認定の申請をし、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

申請方法は「申請フローチャート」をご参照ください。

1 保育の必要性の認定について

申請を受けた練馬区は、児童ごとに「保育の必要性」を認定します。

「保育の必要性」の認定（施設等利用給付認定）は、児童の学齢により2号（3～5歳児クラス）と3号（0～2歳児クラス）※に分かれます。また、事由、期間等についても認定し、施設等利用給付認定通知書を発行します。

施設等利用給付認定通知書に記載された認定の有効期間が切れると、無償化の対象外となります。

※3号認定は保育の必要性の認定に加え、住民税非課税世帯であることが条件となります。

幼児教育・保育の無償化を希望する場合は、事前に保育の必要性の認定を受けてください。

(1) 保育の必要性の認定は遡及しません。

原則申請日（練馬区の書類受理日）から認定します。認定希望日が受理日より後の日付の場合は、認定希望日からの認定となります。

保育の必要性の認定を受けずに幼児教育・保育の無償化対象となる保育サービスを利用した場合、利用月に保育の必要性の事由を満たしていても、無償化の対象外となります。

※転入日から14日以内に申請手続きを行った場合は、転入日に遡って認定します。

(2) 練馬区へ転入した方は改めて申請が必要となります。

転出元で保育の必要性の認定を受けていた場合であっても、認定は引き継がれません。

2 保育の必要性の認定の内容

	認定事由	認定期間
就労	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態である場合	保育を必要とする期間
妊娠・出産	出産のために保育が困難である場合	出産（予定）日の2か月前の月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・負傷・障害	入院、精神性の疾病、その他の通院や自宅安静が必要で保育が困難である場合、障害者手帳の交付を受けている場合	保育を必要とする期間
介護・看護	月48時間以上の介護・看護が常態である場合	
災害復旧	災害（火災・風水害等）の復旧にあたる場合	
求職活動	月12日以上、かつ、1日4時間以上の求職活動が常態である場合	3か月間
就学	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学が常態である場合 ※原則として、学校教育法に定める教育機関および職業訓練施設に限ります。	卒業または修了予定日の属する月の末日まで
育児休業	育児休業取得時に既に保育サービスを利用している児童がいて、継続利用が必要である場合	育児休業対象児童が2歳になる月の末日の前日まで ※育児休業中に退職した場合は、退職日をもって認定満了とします。

3 提出書類

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号・第3号認定）（第2号様式）
- (2) 保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書・診断書等）※
※ 保護者それぞれの書類の提出が必要です。
下表を参考に、それぞれの状況にあわせた書類をご用意ください。
- (3) 子育てのための施設等利用給付認定申請書類のチェックシート
- (4) 該当年度の世帯全員の住民税が非課税であることが分かる書類（非課税証明書等）※
※（4）は3号認定を申請する方のみご提出ください。
※ 該当年度の考え方は、下表を参考にしてください。

認定希望日	該当年度（必要となる非課税証明書の年度）
令和5年9月～ 令和6年8月	令和5年度 (令和5年1月1日に練馬区に住民票があり、かつ住民税の申告をしている場合は不要)
令和6年9月～ 令和7年8月	令和6年度 (令和6年1月1日に練馬区に住民票があり、かつ住民税の申告をしている場合は不要)

4 保育の必要性の認定に必要な書類

認定事由	必要書類
就労 (自営業の方) (予定を含む)	【2点の書類の提出が必要です】 ・ 就労証明書 (勤務時間が不規則な方は、直近3か月分のシフト表、スケジュール等も添付してください。) ※就労証明書の証明日は、申請月の前月1日以降のものが有効となります。 ・ 直近の確定申告書の控えの写し ※確定申告書の提出ができない場合は、開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書などを提出してください。
就労 (自営業以外の方) (就労予定を含む)	就労証明書 (勤務時間が不規則な方は、直近3か月分のシフト表、スケジュール等も添付してください。) ※就労証明書の証明日は、申請月の前月1日以降のものが有効となります。
妊娠・出産	母子健康手帳の分娩予定日の記載のあるページの写し（練馬区の場合P4）
疾病・負傷・ 障害	診断書（家庭で保育ができない旨や療養期間（見込み）が記載されたもの）、 身体障害者手帳等の写し
介護・看護	介護・看護状況申告書および被介護・看護者に関する書類（介護保険被保険者証等の写し）
災害復旧	罹災証明書の写し
求職活動	子育てのための施設等利用給付認定申請書（裏面記入必須） ※求職活動の実績のわかる書類を求めることがあります。
就学	就学状況申告書 ※就学状況申告書の提出ができない場合は、在学証明書のコピーおよび時間割等スケジュール、カリキュラムがわかるもののコピーなどを提出してください。
育児休業	就労証明書（育児休業取得期間が記載されたもの）

5 提出先および提出方法

- (1) 練馬区保育課保育認定係へ郵送（〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1）
- (2) マイナポータルからのオンライン申請
マイナンバーカードを利用したオンライン申請にて受付します。
- (3) 練馬区保育課窓口提出（練馬区役所本庁舎10階）
- (4) 各総合福祉事務所相談係（光が丘、石神井、大泉）窓口提出※
※各総合福祉事務所については、書類の配布および提出の受付をしておりますが、書類内容の確認や相談はできません。

申請フローチャート

「子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号・第3号認定）（第2号様式）」の記入



証明書等の書類は
お早めにご準備ください。

保育を必要とする事由に応じた保護者全員分の証明書等の準備
（例）就労事由の場合は、勤務先へ就労証明書の記載を依頼
【就労証明書や区の様式は、下記2次元コードを読み取り、
区のホームページから取得できます。】



原則練馬区が申請書を受理した
日から認定します。認定希望日が
受理日より後の日付の場合は、
認定希望日からの認定となりま
す。

「子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号・第3号認定）（第2号様式）」
および「保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書・診断書等）」の提出



審査

（通常2～3週間程度）

※4月から認定希望の方へは、
3月中旬以降順次発送します。

子育てのための施設等利用給付認定通知書を送付

この2次元コードを読み込むと区ホームページの以下のページにアクセスでき、子育てのための施設等利用給付認定の申請に必要な書類のうち、区の様式（就労証明書を含む）をダウンロードすることができます。

（練馬区）トップページ⇒子育て・教育⇒子育て⇒子ども・子育て支援新制度⇒幼児教育・保育の無償化⇒幼児教育・保育の無償化に伴う保育の必要性の認定について



お問い合わせ先一覧

① 保育の必要性の認定に関すること

保育課 保育認定係	03-5984-1479
-----------	--------------

② 施設の利用に関すること（利用申込方法、保育料など）

認証保育所、認可外保育施設	各施設にお問い合わせください。
保育園での一時預かり	
幼稚園での預かり保育	
ぴよぴよの乳幼児一時預かり	
ファミリーサポート	

③ 無償化の給付に関すること、補助金の申請に関すること

お子さまが園に在籍している場合 （日常的に通園している場合）	認証保育所、 認可外保育施設	保育課 保育サービス推進係	03-5984-1622
	幼稚園	学務課 幼稚園係	03-5984-1347
お子さまが園に在籍していない場合 （日常的に通園していない場合）		保育課 私立保育所係	03-5984-1634

（例）幼稚園在園児が、ぴよぴよの乳幼児一時預かりを利用して無償化の給付を受けたい場合
⇒ 問い合わせ先：学務課幼稚園係

④ 制度に関すること

保育の必要性の認定	保育課 保育認定係	03-5984-1479
認証保育所、認可外保育施設	保育課 保育サービス推進係	03-5984-1622
幼稚園の預かり保育	学務課 幼稚園係	03-5984-1347
私立保育園の一時預かり	保育課 私立保育所係	03-5984-1634
ぴよぴよの乳幼児一時預かり	練馬子ども家庭支援センター 育児支援係	03-5984-5673
ファミリーサポート		